

## 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

### 第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

### 第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

### 第3 活動の内容

#### 1 復旧・復興の基本方針の決定

##### (1) 基本方針

市は、迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方針を早急に決定し、実施に移る。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（全部等）

(ア) 市は県とともに被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い市づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

(イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

###### イ 関係機関が実施する対策

防災関係機関は県・市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

###### ウ 住民が実施する対策

住民は、県・市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

#### 2 支援体制

##### (1) 基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（総務課）

県、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な現状復旧の進め方

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

### 第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点から改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災市町村からの要請により、職員派遣を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災施設の復旧等

##### (1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置を取る。

##### (2) 実施計画

###### ア 市及び公共機関の実施対策（全部等）

(ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(イ) 被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

(ウ) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

(エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(オ) 他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

(カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。

(キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧事業を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

(ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

(ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

#### 2 災害廃棄物の処理

##### (1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

市は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施対策（総務課・生活環境課）

(ア) 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適切かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

- a 災害廃棄物の実施により、可能な限り再利用と減量化に努める。
- b 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
- c 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

(イ) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村等から応援を求める。

## 3 職員派遣

## (1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施対策（総務課）

(ア) 職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

(イ) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

## 第3節 計画的な復興

### 第1 基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地の再建方針として、更に災害に強い市づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

### 第3 計画の内容

#### 1 復興計画の作成

##### (1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強い市づくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能な市づくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域のコミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（全部等）

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

###### イ 関係機関が実施する対策

県、市等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

#### 2 防災まちづくり

##### (1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の市民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（総務課・建設課）

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震等で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災、減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

- (イ) 防災まちづくりにあたっては、二次的な災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。
    - a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
    - b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
    - c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
    - d 耐震性貯水槽の設置等
  - (ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。
    - a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
    - b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
    - c 既存不適格建築物について、防災とアメニティーの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
    - d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
    - e 住民に対し新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。
    - f 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
  - (エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。
  - (オ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。
- イ 関係機関が実施する計画  
県、市等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。
- ウ 住民が実施する計画  
再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。

### 3 特定大規模災害からの復興

#### (1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、

計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

市の実施対策（全部等）

- (ア) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (イ) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

## 第4節 資金計画

### 第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

### 第2 主な活動

市は、起債の利用、地方交付税の繰上げ交付の要請等必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 市の資金計画（総務課）

市が災害復旧事業を行う場合は、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として次の制度を活用して資金の調達に努める。

##### (1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

##### (2) 地方交付税

普通交付税の繰上げ交付、特別交付税

##### (3) 一時借入金

災害応急融資

#### 2 資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、県、市町村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付が行われる。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

### 第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

### 第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の再建等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 住宅対策

##### (1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

##### (2) 実施計画

#### ア 市の実施対策（関係課等）

##### (ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。

##### (イ) 災害公営住宅

被災地全体で500戸以上、もしくは、区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

##### (ウ) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

##### (エ) 市営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅等への優先入居の措置をとる。

(オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## 2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

### (1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施対策（総務課・税務課）

- (ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに上田地域振興局長へ報告する。
- (ウ) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。
- (オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

#### 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。

## 3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

### (1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施対策（福祉課）

市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

## 4 被災者の労働対策

### (1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施対策（商工観光課）

##### (ア) 労働相談

災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置をとる。

##### (イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク等と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

#### イ 長野労働局が実施する対策

(ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

(イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

(ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合窓口を開設する。

- (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとる。
- (オ) 労災保険給付に当り、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

## 5 生活保護

### (1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施対策（福祉課）

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

## 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

### (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施対策（福祉課）

##### (ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

##### (イ) 災害援護資金の貸付

市は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

## 7 被災者に対する金融上の措置

### (1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

### (2) 関係機関が実施する対策

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導する。

(ア) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

(イ) 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

(ウ) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

(エ) 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

(オ) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

## 8 租税の徴収猶予、及び減免

## (1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施対策（税務課）

被災者の市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税の減免については、東御市税条例第51条、第72条及び東御市国民健康保険税条例第31条の規定により市長が必要と認めるものについては税を徴収猶予及び減免をする。

## 9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

## (1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施対策（市民課）

国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとる。

## イ 関係機関が実施する対策

(ア) 厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

## 10 罹災証明書の交付

## (1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施対策（税務課）

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

## 11 被災者台帳の作成

## (1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施対策（総務課）

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

## 12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

## (1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施対策（企画振興課）

- (ア) 市長は必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (イ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- (ウ) 住民に対し、掲示板、(株)上田ケーブルテレビジョン、(株)エフエムとうみ等を活用し広報を行う。
- (エ) 報道機関に対し、発表を行う。(ア) 市長は必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 関係機関が実施する対策

- (ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置する。
- (イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

13 災害復旧用材の供給

(1) 基本方針

災害復旧用材として、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

市は必要に応じ協力する。

## 第6節 被災中小企業等の復興

### 第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の融通等による復旧対策があることを周知するとともに、事業再開に対する相談体制を整備し総合的な支援を行う。

### 第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等の周知
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する

### 第3 活動の内容

#### 1 被害農林漁事業者等に対する支援

##### (1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（農林課）

市及び県が行う下記の融資制度等について、必要とする農林漁業者等へ周知する。なお、復旧に関する相談体制の整備について県に協力する。

(ア) 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。

- a 天災基金
- b 日本政策金融公庫資金
- c 農業災害資金

(イ) 市、日本政策金融公庫等を通じ、(ア)に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底。

(ウ) 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

##### (エ) 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補填することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。

#### 2 被災中小企業者に対する支援

##### (1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融資の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとる。

また、あらかじめ商工会等の経済団体と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（商工観光課）

市は、県が行う下記の融資制度等について必要とする中小企業事業者等へ周知する。

なお、復旧に関する相談体制の整備について、県に協力する。

(ア) 次に掲げる各種制度金融の効果的な運用を図る。

- a 中小企業設備近代化資金（県直貸）
- b 中小企業高度化資金（県直貸）
- c 中小企業設備貸与（中小企業振興公社貸与）

- d 中小企業振興資金（一般分、災害対策資金）〔融資〕
  - e 小規模企業資金（融資）
  - f 同和地区小規模企業資金（融資）
- (イ) 中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 被災地域を管轄する政府系金融機関等を現地支店に対し、被害の実情に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借り入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。